

栗橋町外五箇市町水防事務組合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例

平成22年 2月17日

水防組合条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の際現に存する条例(以下「既存の条例」という。)の整理について必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「栗橋町外五箇市町水防事務組合」を「利根川栗橋流域水防事務組合」に改める。

2 前項の規定により、字句を改めることが不適切な箇所については、同項の規定は適用しない。

附 則

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

2 栗橋町外五箇市町村水防事務組合を栗橋町外五箇市町水防事務組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成九年水防組合条例第一号)は、廃止する。